

「滋賀県食の安全・安心推進条例」の概要図

前文

条例制定の背景

- ・安全性を確保するための取組
- ・安心感を醸成するための社会的信頼関係の構築

第1章 総則

目的 (第1条)

- ① 県民の健康の保護
- ② より安心して暮らすことのできる社会の実現

定義 (第2条)



基本理念 (第3条)

- ① 県民の健康の保護が最重要
危害の未然防止とその取組への信頼確保
- ② 科学的知見に基づく施策の実施
- ③ 供給から消費に至るすべての行程での関係者の措置
- ④ 県民、関係事業者、県の相互理解と協力の促進



関係者の責務・役割 (第4~6条)

関係事業者の責務

- ① 食の安全・安心の確保に関する第一義的責任の認識
- ② 健康被害防止のために必要な措置の迅速かつ確実な実施
- ③ 県の施策への協力

県の責務

食の安全・安心の確保に関する施策の総合的な策定および実施

県民の役割

- ① 自ら進んで知識と理解を深める
- ② 自らの取扱いによる事故の防止
- ③ 県の施策について意見を表明し、協力する

連携・協力 (第7条)
(国・他自治体・県内市町)

施策・取組

第2章 推進計画等 (第8~10条)

- ① 推進計画の策定、県民政策コメントの実施、審議会の意見聴取
- ② 施策の実施状況の公表 (審議会への報告を含む)
- ③ 県民等からの施策の提案

第3章 食品の安全性の確保 (第11~18条)

- ① 生産者の取組 (GAP、記録の作成・保存)
- ② 輸入業の届出
- ③ 生産者、食品等事業者による健康被害情報等の報告
- ④ 適正な表示の確保および県民への普及啓発
- ⑤ 危機管理体制の整備 (各種マニュアルの定期的な点検・見直し)

安全に関する事項

第4章 食への安心感の醸成 (第19~22条)

- ① 食育の推進等を通じた正しい知識の普及啓発
- ② 生産者・食品等事業者の自主的な取組の周知
- ③ 情報共有および意見を交換する機会の提供 (意見交換会、リスコミ)
- ④ 地産地消の推進

安心に関する事項

第5章 審議会 (第23~24条)

滋賀県食の安全・安心審議会の設置

第6章 雑則 (第25条)

報告聴取
立入調査

第7章 罰則 (第27~29条)

健康被害情報報告義務違反
輸入業の届出違反